

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則六 五）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「相当する期間」の下に「（同項第九号に掲げる期間にあつては、勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められた介護時間又はこれに相当する休暇により勤務しなかつた期間を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。